

熱海市海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の
感染防止対策ガイドライン

令和4年6月14日

熱 海 市

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症から市民や観光客の健康を守るための感染症拡大防止対策の必要性とともに、市内経済の回復に寄与する支援策の重要性が高まっています。

現在の国内の状況は感染力の強いオミクロン株の派生型（BA.2）にほぼ置き換わり感染者数は多いものの、減少傾向にあります。

市内の海水浴場は、例年多くの来場者があることから、海水浴場を開設すれば、市内外から多くの人々がグループ単位で来場し、感染リスクが高い「密集」・「密接」・「密閉」の状態になることが想定されます。

したがって、今年の海水浴場は、一昨年に引き続き一定の制約のもとで開設する必要があるため、海水浴場関連の営業施設等の事業者の皆さまが行うべき新型コロナウイルス感染症防止対策をガイドラインとして取りまとめました。

海水浴場関係事業者の皆さまには、このガイドラインの内容を十分理解していただくとともに、海水浴場開設後にその全ての事項を遵守できるかを検討した上で対応していただきたいと考えています。

2 海水浴場開設に当たっての前提要件

熱海市内の海水浴場の開設に当たっては、熱海市にまん延防止等重点措置が発令されていないことを前提とします。

静岡県内に緊急事態宣言が発出又は静岡県の警戒レベル5以上となった場合は、地域特性を見定め開設の可否を判断することとします。

3 令和4年度における海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場は、オープンエアで自然換気がありますが、海水浴場や関連営業施設等に多くの人々が集まり、密な環境が生じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが問題になります。

このような海水浴場の特性を理解した上で、海水浴場や関連営業施設での密な環境を防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐ取組を徹底して行うことが必要と考えます。

4 海水浴場等における感染症防止対策について

(1) 熱海市が行うべき感染防止対策

- ・ソーシャルディスタンス確保について、場内放送により1時間に1回程度呼び掛けるとともに、巡回して注意喚起を行うこと。
 - ・手洗いやシャワーの励行を場内放送により徹底すること。
 - ・海水浴場がすいている曜日や時間、時期等を公表すること。
 - ・感染防止に係る注意喚起看板を設置すること。
 - ・監視人（ライフセーバー等）の健康チェックを実施すること。
 - ・救護者の情報（氏名、連絡先等）を記録に残し、疫学調査ができる体制を整備すること。
 - ・監視員等にマスク・フェイスシールド等の個人防護具を着用させること。
- （マスクを着用する際は、熱中症対策にも留意すること。）
- ・AIカメラを活用しインターネット等を通じた熱海サンビーチの混雑情報を観光協会等とも共有し情報発信すること。

(2) 海水浴場関連の営業施設等の事業者が行うべき感染防止対策

ア 共通事項（飲食店・更衣休憩所・ウォーターパーク等の遊戯施設）

- ・椅子やテーブルの間隔を広くすること等により、ソーシャルディスタンスを確保するための対策を講じること。
- ・利用する客が順番を待つときは、床に間隔を示すテープを貼ること等により、前後に十分なスペースを確保すること。
- ・施設の換気を徹底すること。
- ・その他静岡県からの占有許可条件を遵守すること。

イ 飲食店

- ・従業員のマスク着用、手洗い、手指消毒等を徹底すること。
- ・利用者が施設内に入った時の手指消毒及び食事前の手洗いを徹底させること。
- ・施設への勧誘（声かけ）は行わないこと。

ウ 更衣休憩所・ウォーターパーク等の遊戯施設

- ・更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とする又は十分な換気と広さを確保すること。
- ・浮輪、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には、必ず消毒を実施すること。

※上記のほか、以下のガイドラインを遵守してください。

【飲食店】

外食業の事業継続のためのガイドライン（令和2年5月14日 改正：令和3年11月8日一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）

【更衣休憩所】【遊戯施設】

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日 改訂：令和3年11月16日スポーツ庁『3の（4）施設管理者が準備等すべき事項の1）～4）』